

議案第17号 交野市が管理する道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案書49P~51P

1. 条例改正の目的

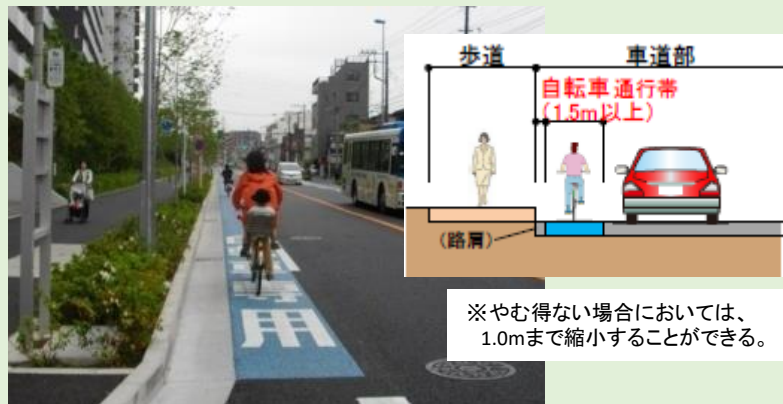
歩行者・自転車・自動車が適切に分離された自転車通行空間の整備が必要であるが用地上の制約から自転車道の整備は進んでいないため、平成31年4月25日に施行された道路構造令の改正に準じて、「自転車通行帯」についての規定を新たに設けることにより、新たに整備する道路における「自転車通行帯」の設置の推進を図る。

(施行期日：公布の日)

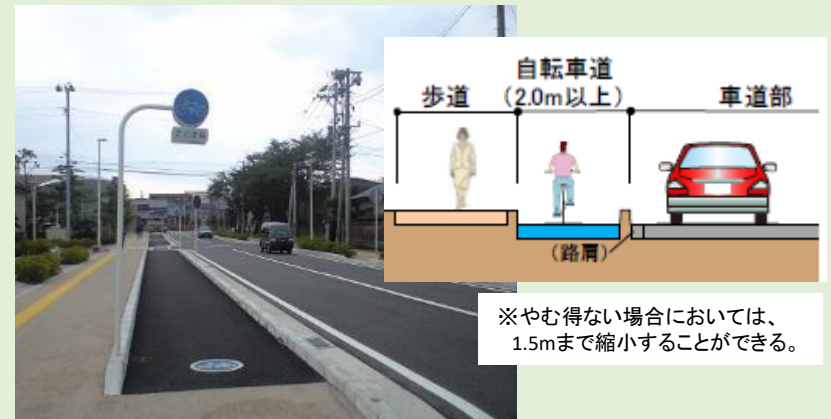
2. 条例改正の内容（概要）

歩行者・自動車から自転車の通行を分離する必要がある場合には、自転車通行帯を設置。ただし、自動車との関係で自転車の安全性を確保する必要がある設計速度60km/h以上の道路には、引き続き、車道との間を工作物により分離した自転車道を設置。

自転車通行帯（新たに規定）



自転車道



3. 効果 用地確保の観点から自転車道の整備が困難であった道路においても、幅員がより狭くて済む自転車通行帯という選択肢が増えることで、自転車通行空間の整備の可能性が拡大

4. 参考アドレス <https://www.mlit.go.jp/road/road/bicycle/pdf/004.pdf> 【国土交通省】

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和5年3月定例会

	議案の 件名	議案第17号 交野市が管理する道路の構造の技術的基準を 定める条例の一部を改正する条例について	政策等 の区分	計画 ・ 事業 ・ <span style="border: 1px solid black;">条例</span> その他（ ）		
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉				
<p>道路法第30条第3項の規定に基づき、市が管理する道路を新設し、又は改築する場合における道路の構造の技術的基準に関し必要な事項を定めるもの。</p>		<p>他の自治体についても、道路構造令の改正に伴う条例改正を同様に行っている。（大阪府下市町村の約半数が条例改正済。）</p>				
		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）				
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他
						一般財源
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉				
<p>歩行者・自転車・自動車が適切に分離された自転車通行空間の整備が必要であるが用地上の制約から自転車道の整備は進んでいないため、幅員がより狭くてすむ「自転車通行帯」についての規定を新たに設けることにより、新たに整備する道路における「自転車通行帯」の推進を図る。</p>						
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉				
<p>「交野市が管理する道路の構造の技術的基準を定める条例」の基準としている「道路構造令」が、平成31年4月25日に改正された。星田北・星田駅北地区土地区画整理事業において、矢羽根の整備が計画されている。</p>		<p>“かたのサイズ”をめざす像 （主要3つ）</p>	<p>48 道路や公園など生活環境がきれいに保たれている 62 安心して歩くことができる環境がある 67 火災や事故、犯罪が少なく安心である</p>			
〈市民参加の状況〉		○その他の計画（該当する場合のみ）				
有 ・ <span style="border: 1px solid black;">無</span> （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）		計画名称				
		策定年度				
		計画期間				
		〈政策等の実施時期〉		公布の日		
		担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）		
		都市整備部	道路河川課	<span style="border: 1px solid black;">有</span> ・ 無（新旧対照表等）		

交野市が管理する道路の構造の技術的基準を定める条例（平成25年条例第17号）新旧対照表

新	旧
<p>(車線等)</p> <p>第3条 車道(副道、停車帯、<u>自転車通行帯</u>その他市長が別に定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道(<u>自転車通行帯を除く。)</u>の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第32条の規定により車道に狭窄部<small>さく</small>を設ける場合においては、3メートルとすることができる。</p> <p>(車線の分離等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>7 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、<u>令第42条第1項において準用する</u>令第12条の建築限界を勘</p>	<p>(車線等)</p> <p>第3条 車道(副道、停車帯_____その他市長が別に定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道_____の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第32条の規定により車道に狭窄部<small>さく</small>を設ける場合においては、3メートルとすることができる。</p> <p>(車線の分離等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>7 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、_____令第12条の建築限界を勘</p>

新	旧
<p>案して定めるものとする。</p> <p>(副道)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 副道(自転車通行帯を除く。)の幅員は、4メートルを標準とするものとする。</p> <p>(自転車通行帯)</p> <p><u>第7条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。)に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u></p> <p><u>2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u></p> <p><u>3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。</u></p> <p><u>4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。</u></p>	<p>案して定めるものとする。</p> <p>(副道)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 副道_____の幅員は、4メートルを標準とするものとする。</p>

新	旧
<p>(自転車道)</p> <p>第8条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種(第4級及び第5級を除く。次項において同じ。)又は第4種(第3級及び第4級を除く。同項において同じ。)の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、<u>令第42条第1項において準用する令第12条の建築限界を</u>勘案して定めるものとする。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(自転車道)</p> <p>第8条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種_____又は第4種の道路_____には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路_____ (前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、_____令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。</p> <p>5 (略)</p>
<p>(自転車歩行者道)</p> <p>第9条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道又は自転車通行帯を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の</p>	<p>(自転車歩行者道)</p> <p>第9条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道_____を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の</p>

新	旧
<p>理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(歩道)</p> <p>第10条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道若しくは自転車通行帯を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(曲線部の片勾配)</p> <p>第16条 車道、中央帯(分離帯を除く。)及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、当該道路の区分に応じ、かつ、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、次の表の最大片勾配の欄に掲げる値(第3種の道路で自転車道又は自転車歩行者道(以下「自転車道等」という。)を設けないものにあつては、6パーセント)以下で適切な値の片勾配を付するものとする。ただし、第4種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を付さないことができる。</p> <p>(略)</p>	<p>理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(歩道)</p> <p>第10条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道_____を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(曲線部の片勾配)</p> <p>第16条 車道、中央帯(分離帯を除く。)及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、当該道路の区分に応じ、かつ、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、次の表の最大片勾配の欄に掲げる値(第3種の道路で自転車道等_____を設けないものにあつては、6パーセント)以下で適切な値の片勾配を付するものとする。ただし、第4種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を付さないことができる。</p> <p>(略)</p>

新	旧
<p>(待避所)</p> <p>第30条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道<u>(自転車通行帯を除く。)</u>の幅員は、5メートル以上とすること。</p> <p>(小区間改築の場合の特例)</p> <p>第39条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第3条、第4条第3項から第5項まで、第5条、第7条、<u>第7条の2第3項</u>、第8条第3項、第9条第2項及び第3項、第10条第3項及び第4項、第12条第2項及び第3項、第15条から第22条まで、第23条第3項並びに第25条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。</p> <p>2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第3条、第4条第3項から第5項まで、第5条、第6条第2項、第7条、<u>第7条の2第3項</u>、第8条第3項、第9条第2項及び第3項、</p>	<p>(待避所)</p> <p>第30条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道_____の幅員は、5メートル以上とすること。</p> <p>(小区間改築の場合の特例)</p> <p>第39条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第3条、第4条第3項から第5項まで、第5条、第7条_____、第8条第3項、第9条第2項及び第3項、第10条第3項及び第4項、第12条第2項及び第3項、第15条から第22条まで、第23条第3項並びに第25条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。</p> <p>2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第3条、第4条第3項から第5項まで、第5条、第6条第2項、第7条_____、第8条第3項、第9条第2項及び第3項、</p>





新	旧
<p>専用道路の幅員は、<u>令第42条第1項において準用する令第40条第3項に定める歩行者専用道路の建築限界を勘案して定めるものとする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 歩行者専用道路については、第3条から第10条まで、第12条から第38条まで及び第39条第1項<u>並びに令第42条第1項において準用する令第4条、第12条及び第35条第2項から第4項までの規定は、適用しない。</u></p>	<p>専用道路の幅員は、_____令第40条第3項に定める歩行者専用道路の建築限界を勘案して定めるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 歩行者専用道路については、第3条から第10条まで、第12条から第38条まで及び第39条第1項_____の規定は、適用しない。</p>